(1)　$1+0.5\times\frac{b}{a}$

aは、当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設（市町村合併の日以前に着工が確実になったものを含む。）の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

bは、当該市町村に係る事業所において設置が行われている昭和五十六年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

(2)　$(1+0.5\times\frac{b}{a})\times(1+0.5\times\frac{c}{a})$

a及びbは、それぞれ(1)に定めるところによる。

cは、当該市町村に係る事業所において設置が行われている平成四年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$(C+D\times\frac{1}{2})\times\alpha$

Cは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電灯需要家の数（ただし、契約使用期間（需給契約上あらかじめ電気を使用できる期間を設定した場合の当該期間をいう。）を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあっては、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）とする。

Dは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあっては、契約電力をキロワットを単位として表した数に、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）の合計数とする。

αは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$(C+B\times\frac{1}{2})\times\alpha$

Cは、ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれイに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$(A+D\times\frac{1}{2})\times\alpha$

A及びαは、それぞれイに定めるところによる。

Dは、ロに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha$

C及びDは、それぞれロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれイに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha$

A、B及びαは、それぞれイに定めるところによる。

Dは、ロに定めるところによる。

二　原子力発電供用施設隣接市町村（当該市町村に係る原子力発電供用施設所在市町村をその区域に含む原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれないものであってその中心の市街地と当該所在市町村の区域に含まれる事業所との距離が十キロメートル以上のもの（以下この条において「遠距離隣接市町村」という。）並びに第一号及び第四号から第六号までに掲げるものを除く。）及び原子力発電供用施設隣々接市町村（第六号及び第七号に掲げるものを除く。）

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$(A+B\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$

A、B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$(C+D\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

αは、前号イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$(C+B\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$

Cは、前号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$(A+D\times\frac{1}{2})\times\alpha\times\frac{1}{2}$

A及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha\times\frac{1}{2}$

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。